

年金 ホスト

告 知 版・こくちばん

是非これだけは
知つていて下さい

将来国民年金を受けるために

国民年金に加入していないと、将来いつの年金も貰えません。

明治44年4月2日以後に生れた人(本年4月1日現在で53才の人は、国民年金に加入していないと将来いつの年金も支給されませんが、なかにはまだ国民年金に加入しなくとも70才になれば、みんな老年金は貰えると思っていられる人が多いようです。

70才になって老年補助年金の貰える人は、明治44年4月2日以前に生れた人(本年4月1日現在で満53才以上の人)は、拠出制国民年金には加入できません。そのかわり、その人達については、経過的措置として70才になれば従前の老年補助年金が支給されます。ただし補助年金の場合は、所得制限や、他の公的年金などとの併給の制限があります。

国民年金に強制的に加入しなければならない人は、明治44年4月2日以後に生れた20才以上の日本国民で現在、厚生年金、その他の年金制度に加入していない人は国民年金に強制的に加入しなければなりません。これ

から20才に達する人は20才になつた月より強制加入しなければなりませんので必ず届出して下さい。

ただし次に上げる人は任意加入です。

任意で加入出来る人は、

明治44年4月2日以後に生れた人で現在、恩給扶助料、年金などの受給資格のある人及びその配偶者または公的年金に加入している人は、遠慮なく申し出てください。

相談は一切無料で、申し出は代人でもよく、また秘密は固く守りますので、安心して申し出て下さい。

たとえば、

△土木の仕事では……道路

△林道、橋、河川、堤防など

の工事、または災害復旧工

事補助金などについての苦情。

二、障害年金(二級程度以上の障

害者、精神障害、結核などを含

む見込、一級三万円、二級三万

四千円以上)

三、母子年金(夫に死別した母子

一万九千二百円以上、子が一人

四千円以上)

七、死亡一時金(3年以上保険料

の一額を60才より65才まで支

給)

六、寡婦年金(10年以上婚姻関係

にあつた夫が貰う年金額の三分

以上子一人増す毎に二千四百円

(加算)

以上子一人増す毎に二千四百円

(加算)